



2025 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 セントラル硝子株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 前田 一彦
(コード番号 4044 東証プライム)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長
橋本 秀和
(TEL : 03-3259-7062)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 6 月開催予定の第 111 回定時株主総会で承認可決されることを条件に、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議するとともに、定款の一部変更について同株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、昨年、長期ビジョン「VISION 2030」を公表し、ありたい姿「サステナブルな社会の実現に寄与する『スペシャリティ・マテリアルズ・カンパニー』になる」の実現に向け、持続的な成長、企業価値の向上に資するコーポレート・ガバナンス体制等に関して、議論を重ねてまいりましたが、この度、新たな中期経営計画がスタートすることを踏まえ、その基盤となるコーポレート・ガバナンス体制をさらに強化すべく、「監査等委員会設置会社」に移行することといたしました。

これにより、取締役会は、職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることで、取締役会の監視、監督機能を強化するとともに、業務執行の決定の一部を取締役（代表取締役 社長執行役員）に委任する体制とし、機動的且つ効率的な経営の意思決定を図ってまいります。

(2) 移行の時期

2025 年 6 月開催予定の第 111 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

(3) 取締役会の構成

取締役は 10 名中 6 名（うち監査等委員である取締役は 4 名中 3 名）が 独立社外取締役となり、取締役会を構成するメンバーの過半数は独立社外取締役となる予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社への移行のため、監査等委員会および監査等委員である取締役に關する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除を行います。

- ② 機動的且つ効率的な経営の意思決定を図るために、業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設を行います。
- ③ 定款第 2 条の事業目的について、当社事業の現状を鑑み、変更を行います。
- ④ 顧問制度の廃止に伴い、現行定款第 28 条および第 29 条に定める顧問制度の規定の削除を行います。
- ⑤ その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行います。

(2) 変更の内容

別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025 年 6 月 27 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2025 年 6 月 27 日 (予定)

3. その他

本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「代表取締役の異動および監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」を、顧問制度の廃止につきましては、同「顧問制度の廃止に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 次の各種製品、その他副製品<u>及び</u>関連製品の製造、加工<u>並びに</u>売買 ①板ガラス、加工ガラス、その他ガラス製品 ②ソーダ、塩素、弗素、肥料、ガス製品、溶剤、<u>水処理薬品、医薬品、農薬、その他化学製品</u> ③ガラス繊維製品 ④弗素樹脂、その他合成樹脂製品 ⑤土木建築材料 ⑥電子部品及びその材料 ⑦医療器具及びその材料 ⑧<u>土壌改良資材、農業用機材</u> (2) 土木建築工事の設計、監理<u>並びに</u>施工 (3) 鉱物の採掘、加工<u>並びに</u>売買 (4) 不動産の賃貸借、売買<u>並びに</u>管理 (新設) (5) 前各号に関連する機械、装置<u>及び</u>システムの設計、製作、売買<u>並びに</u>賃貸借 (6) 前各号に関連する工業所有権、その他技術情報の売買 (7) 前各号に附帯関連する事業 第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> 第5条 (条文省略)	第1章 総則 第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 次の各種製品、その他副製品、<u>関連製品の</u>製造、加工<u>及び</u>売買 ①電子材料、半導体材料 ②エネルギー関連材料、電池材料 ③<u>医薬品、医薬品中間体、医療機器材料、再生医療等製品、ヘルスケア関連製品</u> ④肥料、農薬、<u>農薬中間体</u> ⑤<u>環境改善関連製品、カーボンニュートラル関連製品</u> ⑥フッ化水素派生製品、フッ素系有機無機化合物、その他化学工業製品 ⑦板ガラス、加工ガラス、その他ガラス製品 ⑧ガラス繊維製品 (2) 土木建築工事の設計、監理<u>及び</u>施工 (3) 鉱物の採掘、加工<u>及び</u>売買 (4) 不動産の賃貸借、売買<u>及び</u>管理 (5) <u>分析、測定、調査、解析等</u> (6) 前各号に関連する機械、装置、設備、システムの設計、製作、売買<u>及び</u>賃貸借 (7) 前各号に関連する工業所有権、その他技術情報の売買 (8) 前各号に附帯関連する事業 第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人 第5条 (現行どおり)

第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略) 第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 (新設) (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略) (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設) (新設)	第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役は除く。)は、<u>7</u>名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役は除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として次条に基づき選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(監査等委員である取締役の補欠者)</u> 第21条 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて予め監査等委員である取締役の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。 <u>2 補欠者の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
--	--

(代表取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 (取締役会の招集権者及び議長) 第 22 条 (条文省略) (新設) (取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第 24 条 (条文省略) (新設) (取締役会規則) 第 25 条 (条文省略) (報酬等) 第 26 条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 (取締役会の責任免除) 第 27 条 (条文省略) (顧問) 第 28 条 当会社は、取締役会の決議により、顧問を置くことができる。	(代表取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。 (取締役会の招集権者及び議長) 第 23 条 (現行どおり) 2 <u>前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員である取締役は、取締役会を招集することができる。</u> (取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第 25 条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) 第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定に基づき、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 (取締役会規則) 第 27 条 (現行どおり) (報酬等) 第 28 条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役会の責任免除) 第 29 条 (現行どおり) (削除)
---	---

(顧問の任務) 第 29 条 <u>顧問は、取締役の諮問に応じ意見を述べるものとする。</u> 第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u> (員数) 第 30 条 <u>当会社の監査役は、5 名以内とする。</u> (選任方法) 第 31 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (任期) 第 32 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤の監査役) 第 33 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知) 第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (監査役会規則) 第 35 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	(削除) 第 5 章 <u>監査等委員会</u> (削除) (削除) (削除) (常勤の監査等委員) 第 30 条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (監査等委員会の招集通知) 第 31 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> (監査等委員会規則) 第 32 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
--	--

(報酬等) <u>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (監査役の責任免除) <u>第 37 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第 6 章 計算 第 <u>38</u>～<u>41</u> 条 （条文省略） (新設) (新設)	(削除) (削除) 第 6 章 計算 第 <u>33</u>～<u>36</u> 条 （現行どおり） <u>附則（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> <u>第 1 条 2025 年 6 月開催の第 111 回定時株主総会の終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</u> <u>2 2025 年 6 月開催の第 111 回定時株主総会の終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u>
---	--